

「遺伝子資源の利用から生ずる利益の公平かつ衡平な配分

(ABS : Access and Benefit-Sharing)」に関するセミナー

2010年に採択された名古屋議定書において、生物多様性条約(CBC)の3つの目標(生物の多様性の保全、生物多様性の構成要素の持続可能な利用、遺伝子資源の利用から生ずる利益の公平かつ衡平な配分(ABS: Access and Benefit-Sharing)のうち、ABSに関する国際的な取り決めがなされました。

現在日本では名古屋議定書に基づく日本国内の措置の検討が環境省を主体として関係省庁間で進められていますが、今後、日本において海外からの遺伝資源の利用者が提供国の法律法令の遵守すること、事前同意(PIC)を取得する、また利益配分の項目が入った相互合意事項(MAT)を行うことが求められ、政府が遵守についてモニタリングする義務が課されます。

大学・研究機関においても名古屋議定書の例外ではなく、遵守義務が生じることとなり、研究成果の発表、保存遺伝資源の第三者への移転、特許出願や産学連携時の成果の企業移転が難しくなることも想定されます。

このような中、ABSについて正しく理解し、何がABSによる規制の対象になるか、学術研究活動の中でルールを遵守するためには研究者や大学は何をすればよいのかについて、国立遺伝学研究所から講師を招き、基本的原則について講演をいただきます。

演題 : 「生物資源と法規」

講師 : 国立遺伝学研究所知的財産室 ABS学術対策チームリーダー 森岡 一 氏

日時 : 【松江キャンパス】

平成27年10月13日(火) 14:30-16:00 教養棟2号館702教室

【出雲キャンパス】

平成27年10月14日(水) 12:45-14:15 講義棟31番講義室

対象 : 海外から取得した遺伝資源(生物資源)を利用した研究を行っている研究者の方、海外の研究者と共同研究されている方、海外から生物系留学生を受け入れている方、遺伝資源を保存されている部署の方、研究企画立案・実行責任者、とそれらの研究を支援されている知財・研究推進・産学連携、海外連携等の部署に所属する方(事務担当者含む)

申し込み : 平成27年10月2日(金)までに研究協力課宛にメール

(rsd-kenkyu@office.shimane-u.ac.jp)でお申込ください。

希望者は具体的な案件について個別相談を受けることができます。

セミナー終了後に引き続き相談の時間を設けますので、希望される場合は、事前にお申し込みください。また、秘密厳守での個別相談も対応可能です。

【参加申し込み・問い合わせ】

学術国際部研究協力課 学術研究支援グループ

mail : rsd-kenkyu@office.shimane-u.ac.jp

TEL:0852-32-6056 内線:2145(出雲キャンパスからは92145)